

平成28年 第8回

教育委員会定例会会議録

平成28年8月4日（木）

港区教育委員会

日 時 平成28年8月4日(木) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委 員	澤 孝一郎
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子
	教 育 長	小 池 眞喜夫

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	益 口 清 美
	庶 務 課 長	佐 藤 雅 志
	教育政策担当課長	山 田 康 友
	学 務 課 長	新 井 樹 夫
	学校施設担当課長	奥 津 英一郎
	学校整備担当課長	瀧 澤 真 一
	生涯学習推進課長	横 尾 恵理子
	図書・文化財課長	山 越 恒 慶
	指 導 室 長	渡 辺 裕 之

「書 記」	庶務課庶務係長	佐 京 良 江
	庶務課庶務係	齋 藤 和 彦

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 平成29年度区立小学校特別支援学級使用教科用図書の採択について
- 2 平成29年度区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について

日程第2 協議事項

- 1 港区債権管理委員会に提出予定の債権について

日程第3 教育長報告事項

- 1 平成29年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について
- 2 港区立白金台幼稚園の定員拡大の前倒し実施について
- 3 「放課GO→あかさか」の放課GO→クラブへの移行について
- 4 後援名義等の7月分使用承認について

「開会」

○小島委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成28年第8回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 それでは日程に入ります。

本日の署名委員は澤委員にお願いいたします。

日程第1 審議事項

1 議案第52号 平成29年度区立小学校特別支援学級使用教科用図書の採択について

2 議案第53号 平成29年度区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について

○小島委員長 日程第1、審議事項に入ります。議案第52号「平成29年度区立小学校特別支援学級使用教科用図書の採択について」、議案第53号「平成29年度区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について」。この2点については一括して説明を受け、質疑応答をしたうえで、1件ずつ採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、そのようにいたします。ご説明をお願いいたします。

○指導室長 それでは、ただいま議案となりました平成29年度区立小学校及び中学校の特別支援学級指導教科用図書の採択について、議案資料ナンバー1と2をご参照いただきながらご説明申し上げます。

平成29年度区立小学校特別支援学級使用教科用図書と、平成29年度区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択につきまして、こちらについては「文部科学省の検定を経た教科書」、そして「文部科学省が著作した教科書」、そしてそれ以外の教科用図書の3種について、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定等により、教育委員会で毎年採択することになってございます。

また、特別支援学級の教科書の選定に当たりましては、学校教育法附則第9条及び同法施行規則第139条の規定により、検定教科書等を使用することが適切でない場合は、それぞれの当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができることになっております。

この附則第9条に関連して、「学校の設置者の定めるところにより」という文言の意味は、本区においては港区教育委員会が選定すると置きかえて考えていただければよろしいかと思っております。

これにより、当該学年の検定教科書を使用することが適切でない場合には、教科用図書の採択を次の3点により行うことができます。

1つ目は、学年を下げた検定教科書の採択です。例えば、中学校において、小学校の検定図書も

使用できるということがあります。

2つ目は、特別支援学級への文部科学省の著作教科書の採択です。いわゆる星がついているので、星本と言われるもので、今、澤委員と田谷委員のお席の間に参考として一部のものを置かせていただいておりますのでご参照ください。こちらが文部科学省の著作教科書でございます。

3つ目は、一般に市販されている一般図書からの採択です。これは先程申し上げました、学校教育法附則9条の図書、いわゆる附則9条本と言われているものでございます。その一例も、その左の田谷委員と薩田委員の間にいくつか案を置かせていただいております。なお、採択の学校から上がってきております調査資料につきましては、先程ご指摘いただきましたので、今、お配りをさせていただきますので、ご参照いただければと思います。

この附則第9条本ですが、東京都教育委員会によって例示されている教科用図書としてふさわしい本が一覧になってございますので、それを小学校4校、中学校3校の特別支援学級ごとに、児童・生徒の状況、個別の支援の体制等を鑑みて、総合的に判断して最もふさわしいと思われる教科用図書を学校ごとに選定をして、本日、案として、表に一括して提出させていただいたものでございます。

なお、この一覧表でございますけれども、一般図書につきましては、発行者を五十音順に記載してございますので、先程、後でお配りしました資料の方を参考にさせていただきながら、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問はございますか。

○澤委員 青山中学校からは教科ごとに、こういうものを使いたいと、かなりの数が出ていますが、港南中学校は検定教科書のみで、それ以外は特に使わないということのようですが、生徒の現状からすると、検定教科書以外は必要ないということですか。

○指導室長 これは当該の学年の検定教科書のみを使うということで、教科書としては使用しませんが、どの学校も副読本であったり、教材であったり、そういったものを学級の実態に応じて購入して使用していることがございます。

○澤委員 教科書としては文部省の指定するもので十分だということですね。

○小島委員長 今の説明ですと、これに載っていないものを使いたいと思ったら、国庫補助を受けられずに、学校の予算で購入するのですか。

○指導室長 教科書として使用する場合は、当然、申請をしていただいて、無償給与の法律に基づいてしなければなりません。おそらくそういうものを保護者や区の負担で購入することはあり得ないと思います。

教材も申請をしていただかなければいけないのですが、その中で、それが教科書に準じたものであった場合にはこちらでチェックをして、それは副教材としては使えないという判断をして、届け出は受理できないという形をとるかと思います。

○小島委員長 やはり、児童・生徒それぞれの発達段階に、微妙に差があると思うので、そのひと

り一人に、適切な教材が、ここで審議しているもの以外にもあるのでしょうか。

○指導室長 厳密に言えば、おそらくそういうことは、当然、出てくるかと思えます。教材として、学校にこれまである、教科書に準じたものだと考えます。今年度、あくまで児童・生徒に対して、必要だと思われる教科書を、選定して出しているということ。これまで、例えば先生方が使っていた教材の中で、教科書の問題がふさわしかったり、中学生で使う場合も小学生の問題がふさわしい場合など、教科書としては使わないけれども、その部分の問題を引用して指導に使うということはあると思えます。教科書としては使用しないという趣旨だと思います。

○小島委員長 ほかにご質問はありませんか。田谷委員、よろしいですか。薩田委員はいかがですか。

○澤委員 毎年、各学校がそれぞれの児童・生徒に適しているということでご推薦いただいているので、いいと思います。

○小島委員長 よろしいでしょうか。それでは、採決に入りたいと思います。

議案第52号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第52号については原案どおり可決することと決定いたしました。

続きまして、議案第53号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第53号については原案どおり可決することと決定いたしました。

日程第2 協議事項

1 港区債権管理委員会に提出予定の債権について

○小島委員長 続きまして、日程第2、協議事項に入ります。「港区債権管理委員会に提出予定の債権について」、ご説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、教育委員会資料ナンバー1をご覧ください。「港区債権管理委員会に提出予定の債権について」ということをご説明をさせていただきます。

最初に、1「放棄予定の債権について」でございますけれども、こちらは箱根ニコニコ高原学園の井戸水供給ポンプの電気料金でございます。

(1)「概要」をご覧ください。平成6年、ニコニコ高原学園に隣接しているうなぎ屋から、この学園の改築工事の影響で店の井戸水が濁り、減水したという申し出がございました。そのため、区では学園の敷地内に井戸を掘り、このうなぎ屋に電動ポンプによる井戸水の供給を開始することといたしました。

その後、平成14年、このうなぎ屋を経営する法人「有限会社料亭冠峰楼」とポンプの電気料金の半分を負担してもらうということで合意いたしました。平成16年度以降、滞納が続いている状況でございます。

区といたしましては、これまで督促などにより、債権の回収に努めてまいりましたが、平成25

年5月29日、法人の唯一の取締役が死亡しております。その後は事業を再開する見込みも様子もないため、平成27年8月4日付で徴収停止としております。このことは、平成27年度の第3回港区債権管理委員会に報告済みでございます。

その後、再度、登記簿などを確認しておりますが、役員に関する事項については全く変更がございません。平成28年6月15日現在まで変更はありません。唯一の取締役が死亡ということでございます。

その後、徴収停止期間が1年を経過したため、今回、債権の放棄に向けて、港区債権管理委員会にこの案件を提出させていただきたいと考えております。本日は、それを付議してよいかどうかの協議のお願いでございます。

次に、提出予定の債権額でございますけれども、2ページ目の別紙をご覧くださいませでしょうか。太枠で囲ってありますけれども、「放棄予定の債権額」ということで合計額は約126万円ということでございます。

最初のページにお戻りください。「今後のスケジュールについて」でございます。8月23日に港区債権管理委員会の審議がございます。ここで放棄が妥当ということであれば、9月に再度、教育委員会で審議をお願いいたします。そこで放棄妥当ということであれば、その後、平成29年9月の決算特別委員会で報告をいたしまして、債権放棄に係る手続は全て終了となる予定でございます。

参考資料1ページをご覧ください。これは前にも提出いたしました、債権管理条例についてまとめたものでございます。この「徴収停止」は第10条でございます、この第1号「法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく」という部分に今回の事例が該当しますので、徴収を停止させていただきました。また、土地建物は既にこの会社のものではなく、それも「差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えない」という部分に該当するということで、この第1号が妥当としております。

続いて、第13条「放棄」でございます。こちら2ページ4の下線部分が今回の事例に該当するということでございます。「徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、弁済することができる見込みがないと認められるとき」にあります「相当の期間」とは、港区債権管理条例施行規則第16条に「原則として一年以上とする」と書いてございます。一年以上を経過した後においても、弁済することができる見込みがないと認められるということで、今回、放棄を協議させていただきたいということでございます。

説明の方は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問はございますか。

これは経過を見ると、平成6年に箱根ニコニコ高原学園の改築工事の影響で、隣接するうなぎ屋の井戸水が濁って減水したため、学園敷地内に井戸を掘って、うなぎ屋に水を供給し、その後、平成14年に、ポンプと電気の料金の負担割合を2分の1ずつとする協定をうなぎ屋と結び、当初は払っていただいたのですが、平成16年4月からは滞納が続いているということですね。

そして、平成25年には唯一の代表取締役がお亡くなりになり、現在は敷地も他人に渡っており、

営業実態もないので徴収できないということですね。平成21年の10月から3回、お支払いがあったようですが、今の経過から行くと、なぜここで払えたのでしょうか。

○学務課長 これは、払っていただけていないということで問題になりまして、何度か交渉して、平成21年10月から払っていただくことになり、しばらくは払ってもらえたということで、ございます。

○小島委員長 平成22年の10月から12月までの、これが放棄の最終になっていますよね。ということは、うなぎ屋はいつ廃業したのですか。ポンプでうなぎ屋に水を供給したのが平成22年12月までということになるのですか。

○学務課長 廃業したのは平成22年12月以降でございます。

○小島委員長 分かりました。

今のような経過をたどっているのですけれども、何かご質問ございますか。

○澤委員 最後はもう法人の実態がなくなっているということなので、やむを得ないと思うのですが、この経過を見ると、平成16年から払っていないわけですね。教育委員会として、なぜこんなに滞納を許したのか、そこが大きな問題ではないかなと思います。5、6年間も滞納を許したまま経過してしまっている訳ですから。

○小島委員長 途中3回払われているところを見ると、払えないのではなくて、払いたくないから払わなかったのではないかなという気がします。

○澤委員 相手が区の場合、頑張っ払わなければ、区が債権放棄してくれると軽く考えられているのでは困ります。

○小島委員長 学務課長、いかがでしょうか。

○学務課長 過去の記録を見ると、督促等を何回かしておりますけれども、やはり努力不足のところがあったと考えております。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。

現状としては、取り立てのしようがないので、今後は債権管理委員会の判断にまかせるということでよろしいかと思えます。今日の段階では議案ではありませんので、この案件はこの程度でよろしいですか。

(異議なし)

日程第3 教育長報告事項

1 平成29年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について

○小島委員長 続きまして、教育長報告事項に入ります。「平成29年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について」ご説明願います。

○庶務課長 それでは、「平成29年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について」ご報告いたします。資料ナンバー2でございます。

平成29年度の予算編成につきましては、7月21日付で方針が定められまして、このたび、両

副区長名で予算の見積りに関して依命通達がございました。

教育委員会資料ナンバー2、1ページ依命通達です。

今年度、依命通達でのリード文のところで、特徴的なところは、2行目の後半、「各部門の長の責任において、事務事業の精査や」というようなくだりがございます。これについては、これまでは部の責任でといった表現であったところ、「部門の長」という言い方で、各部長、教育委員会事務局では次長の責任において、再編成に当たるよというような指示があったものでございます。

また、依命通達の下5に、来年度は港区基本計画の前期3年の最終年度に当たりますので、計画されている事業を確実に実施するという表現がございます。このあたりは当然のことではありますが、私どもには強く責任を持ってやらなければいけないというところでございます。

さらに、2ページの予算編成方針ですが、この中で特に重点施策というものがああり、積極的にその実現のために事業創出して予算要求に反映させるということが記されてございます。

3枚目をご覧ください。予算編成方針でございます。前段、区を取り巻く大きな状況というのがございます。

IIからが区の財政見通しでございます。港区は人口増、また景気の回復などによりまして、歳入の根幹をなす特別区民税の堅調な状況が続いているということでございます。歳出に当たりましては、この人口増に伴い、需要も増えてくるということで、これに着実に対応するということと、税収が安定しているという、このチャンスを捉えて、首都直下型地震への備えや、さまざまな安全・安心への強化、また区長が施政方針で示しました将来像の実現に向けてさまざまな施策を積極的に展開していくとしてございます。

方針の裏面をご覧ください。予算編成としての目標でございます。囲みのところがございます「区民の誰もが安全・安心に、夢と希望を持って暮らせる躍動感に満ちた活力ある港区を実現するための予算」として編成するとしてございます。

その次、IV「予算編成の重点施策」のところをご覧ください。ここでは、この表現がこれまでになく具体的な事項を確認してございます。これまでは概念的な表現でございましたけれども、今回は非常に具体的な表現をしてございます。

この中で特に教育に関係してくるというところでご覧いただきますと、2「夢と希望に満ちた子どもの明るい未来につなげる取組」の(2)、国際学級の拡充、また、多様な育ちや学びの支援。また、(3)では子どもの未来応援施策ということで、より具体的な表現がなされてございます。まさに私どもが教育委員会としても取り組むべき重要な事項でございます。教育委員会といたしましても、この予算編成方針に基づきまして、「港区教育ビジョン」に掲げた基本理念である、「すべての人の学びを支え つなぎ 生かす」、この教育の実現に向けて、港区基本計画や教育ビジョンのものと各個別計画の着実な推進のため、より効果的に予算要求をしてまいります。

今後の予定でございますけれども、予算編成作業は9月の初めが施設の維持管理や人件費、事務費等、いわゆる経常的な経費である一次経費の提出の期限となっております。また、新規事業、臨時事業、レベルアップ事業等が該当します二次経費は、10月初めが締め切りでございます。10

月下旬には、こういった二次経費に関して区長プレゼンテーションを行い、区長査定等を経まして、平成29年1月中には予算を決定し、プレス発表を予定してございます。

教育委員の皆さんに対しましては、今後、予算編成作業に当たりまして、適宜、情報を提供してまいりまして、ご意見をいただきながら、よい予算編成をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○小島委員長 予算が一番重要な案件ですので、今回、区長部局の方から編成方針と見積りについての依命通達が出ています。これに基づいて、教育委員会としての予算編成ということですが、今の説明に対して何かご質問ございますか。

○澤委員 今、委員長が言われたように、港区は人口増なので、特別区民税も増収ということになるのでしょうか。日本全体から見れば非常に恵まれた環境にあつて、教育委員会としては、よりいい教育の実現のために一層努力する必要があるというように感じました。

この中で2つほど質問があります。特別区民税が主たる収入源なのだろうと思えますけれども、積極的な「税外収入」という言葉がありますが、区の税外収入というのは何%ぐらいあるのですか。

○次長 港区は特別区民税が57.7%です。約6割です。

○澤委員 では、4割ぐらいがそういう税外収入ということですか。

○次長 その中でも国からの補助金・剰余金等が多く占めていて、それ以外のものと、手数料や施設使用料等があります。

○澤委員 最後のページで、「夢と希望に満ちた子どもの明るい未来につなげる取組」の(3)「早期の児童相談所移管に向けた取組」とあるのですけれども、これは具体的にはどういうことなのか。

○庶務課長 これは法律改正されまして、今は東京都が所管している児童相談所が23区に移管ができるということになりました。区としては、子どもたちのために、この早期実現を目指しているということでございます。

○小島委員長 これは新たに区が児童相談所をつくるのではなくて、都が設置している児童相談所の移管を受けるという趣旨ですか。

○次長 児童相談所という仕事そのものが区へ移管できると法律が改正されました。港区独自に児童相談所をつくることができるようになるというわけです。

○小島委員長 東京都立の児童相談所はゆくゆくなくなっていくということですね。

○次長 移管ということになれば、各区がやるようになっていくということです。

○小島委員長 身近な行政は区でやるべきだという考えですね。

○庶務課長 編成方針の表のところをご覧ください。Iの「区を取り巻く環境」の中段以降、「5月には」というところから、これは児童相談所に関して、児童福祉法の改正に伴ってということで、相談所が設置できるということです。現在、東京都の児童相談所が港区にはありません。港区として、港区のための児童相談所が設置できれば、よりきめ細かな対応ができるだろうというところで、

積極的に取り組んでいきたいというところでございます。

○小島委員長 児童相談所の運営は、行政にとってかなりきついと思うのですが。

○次長 現在は東京都がやっていますが、対応すべき家庭が増加傾向にあり、専門職の人数も不足している状況です。それを各区に全部おろしていけば、きめ細かく対応でき、さらに充実させることができるというところで、国は移管を決めたということだと思います。

○小島委員長 大変なことですが、子ども達のために、積極的に取り組むべき案件ですね。ほかに何か、ご質問はございますか。よろしいですか。

2 港区立白金台幼稚園の定員拡大の前倒し実施について

○小島委員長 それでは、このような予算編成方針に基づいて、各部署で立てていただくということで、この案件についてはこの程度とさせていただいて、続きまして、「港区立白金台幼稚園の定員拡大の前倒し実施について」ご説明願います。

○教育政策担当課長 それでは、「港区立白金台幼稚園の定員拡大の前倒し実施について」につきましてご説明いたします。教育委員会資料ナンバー3をご参照ください。

港区立白金台幼稚園の3歳児の定員拡大につきましては、港区基本計画、子ども・子育て支援事業計画におきまして、当初、平成30年度に実施する予定でした。しかし、区民のご要望に早く応えるために、1年前倒しをいたしまして、平成29年4月からの園児の受け入れが可能となるように、施設の環境を整備いたします。

お手元の資料1ページの1「定員拡大時期等の変更」でございます。今回の定員の拡大数でございますが、現在の1学級30名から1学級22名の2学級で合計44名へと、14名増員いたします。定員の拡大時期ですが、平成30年4月から平成29年4月へと、1年早めて実施いたします。

改修工事等の内容をご説明します。参考資料3も、あわせてご参照いただければと思います。当初の計画では、平成29年6月から10月に2階のテラスを保育室に転用する工事と、1階と2階のトイレの改修工事を行う予定でございました。しかし、1階部分のトイレの改修工事を今年度末の春休み中に先行して行うということと、1階の多目的ホールを4歳児の保育室として暫定的に活用することで、平成29年4月には3歳児の保育室を2部屋確保いたしまして、定員拡大のための施設環境を整えます。

参考資料3ですが、ブルーの部分が3歳児の保育室でございます。緑の部分が4歳児の保育室、黄色の部分が5歳児の保育室でございます。表の1では3歳児の保育室が1部屋だったものを、表の3の平成29年4月には2室を確保して、定員拡大をいたします。

本資料の2ページをご覧ください。3「今後のスケジュール(予定)」でございます。9月に区民文教常任委員会へ情報提供をさせていただいた後、在園児の保護者の方へ説明をまいります。また、定員拡大のために必要なトイレの改修工事費用や備品、消耗品等の購入費用につきましては、第3回区議会定例会に補正予算を提出いたします。11月には来年度の園児の募集を開始いたします。そして、今年度末の春休み期間中に改修工事を行いまして、平成29年4月からの受け入れを

開始いたします。

甚だ簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問ございますか。

○薩田委員 改修工事中に多目的ホールを4歳児が使用することに関しては、特に支障はないのでしょうか。多目的ホールというのは、今まで何に使っていたお部屋ですか。

○田谷委員 入園式や卒園式のときに使う部屋ですか。

○教育政策担当課長 入園式等は遊戯室で行います。多目的ホールを保育室として使用することについては、園長とも十分に協議をしましてまいりました。多目的ホールの備品等を移動させ、そこで4歳児の保育を行うということで、園長の確認を得ております。

○指導室長 1階の多目的ホールというのは、入園式や修了式を行うには少し手狭な部屋で、今は未就園児の会や、PTAの作業、研究会等のために使っているホールです。保育室として使う数カ月間は、遊戯室を使ったり、屋外を使ったり、さまざまな工夫をしてやりくりをすると聞いております。

いずれにしても、この改修中、4歳児の保育室が1階と2階に分かれることで、支障が出てくることも予想されますが、今回、優先するべきはやはり3歳児の保育のニーズに答えるということです。そのために、園がさまざまな努力で解決していくと聞いております。

以上です。

○小島委員長 分かりました。ほかに何かご質問ございますか。

○澤委員 我々が平成13年度に教育委員になったときは、幼稚園児の総数が534名だったのですが、今や1,000名。港区の幼児教育は質・量ともに充実してきました。区民の皆さんの期待に応えて、これだけ活性化したということは教育委員会の努力の結果だと思えます。これからも、よい幼稚園を作っていくように、よろしくお願いします。

○小島委員長 澤委員の言うとおりで。そんな経過があるものですから、この数年、3歳児保育の定員を少しずつ少しずつ、血の出るような努力で増やしていただいて、本当に喜ばしいことだと思っています。私立幼稚園側と交渉に当たってくださった担当職員のみなさん、大変ご苦労さまでした。引き続き3歳児の定員を増やすようご努力願いたいと思っております。

この案件はほかによろしいですか。

3 「放課GO→あかさか」の放課GO→クラブへの移行について

○小島委員長 では、この件についてはこの程度とさせていただきます。続きまして、「『放課GO→あかさか』の放課GO→クラブへの移行について」ご説明願います。

○生涯学習推進課長 それでは、教育委員会資料4をご覧ください。

赤坂小学校におきましては、現在、放課後の時間に学校の施設を活用し、お子さんの居場所づくりということで、放課GO→を行っております。保護者の方が就労等をしているので、放課GO→

よりもっと夜遅くまでお預かりするというクラブの需要については、近くにございます赤坂子ども中高生プラザ学童クラブでそのニーズに対応しているという状況でございますが、クラブのニーズが拡大しておりまして、現在、定員を拡大してもさらにたくさんの児童が在籍している状況です。

今後、さらに拡大する予定がございますので、そういったニーズにしっかり応えていきたいということで、今回、赤坂小学校の中に、放課GO→だけではなく、放課GO→クラブを設置して、平成29年4月から「放課GO→」から「放課GO→クラブあかさか」に移行して運営をしていくというものでございます。クラブにつきましては、定員30名という形で、業務委託で実施をさせていただく予定でございます。

今後の予定といたしましては、9月上旬には小中学校の学校案内を配布させていただいて、そこで赤坂小学校についてはクラブが設置されるということもきちんと周知し、学校を選択をしていただく予定でございます。

ちなみに、現在、放課GO→につきましては、生涯学習推進課の方で運営を行ってございますが、これがクラブという形になりますと、今度は赤坂地区総合支所の管理課の方で運営をしていくという形で、所管の方も変わっていく形になります。

2ページに平面図をご参考につけてございます。これは赤坂小学校の1階の平面図でございますが、放課GO→クラブになったときにどういった形で活動するかという図でございます。赤い色の三つの場所を使わせていただきます。一番下の52平方メートルの部屋と一番上にある事務室にしている30平方メートルの部屋は、既に放課GO→で使わせていただいております。真ん中の112平方メートルの家庭科室は、家庭科の授業のない夕方からは放課GO→として使わせていただいているという状況ですけれども、クラブになりましたら、この3つの部屋をフル活用させていただいて、しっかり運営していくということになります。

ご説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問ございますか。

○田谷委員 そうすると、その家庭科室はどうされるのでしょうか。

○生涯学習推進課長 家庭科室につきましては、学校のご協力をいただきまして、家庭科の授業が基本的に午前中に、あるいは午後の早い時間で終わるという形になってございますので、放課GOもしくはクラブが運営するときには、クラブとして使用させていただくということでご協力をいただく形になります。

○田谷委員 赤坂小学校の中には、放課GO→と放課GO→クラブ、2つが併存するということになるのですか。

○生涯学習推進課長 来年4月からクラブになりますと、その放課GO→クラブは今まで利用している放課GO→のお子さんも、クラブのお子さんも一緒に使うということになります。放課GO→とクラブの要素が統合されて、放課GO→クラブとして運営していくというイメージになります。5時に帰るお子さんもいらっしゃいますし、19時まで利用されるお子さんもいらっしゃるという形になります。

○小島委員長 そうすると、放課GO→と放課GO→クラブが、放課GO→クラブという一つの形になるのですか。

○生涯学習推進課長 名前としては放課GO→クラブというところに統合されますけれども、今まで放課GO→を利用されていたお子さんも、クラブという統合された名前の中で今までと同じサービスを利用していただけるようになります。

○小島委員長 分かりました。ほかに何かご質問ございますか。

○澤委員 共働きをされているご家庭の支援、女性が働きやすい環境をつくるという意味もあるので、いいことだと思います。

我々が子どものころは、東京都内とはいってもいくらでも遊ぶところがあったから、別にクラブに行かなくても、周りの友だちを呼んできて、色々な広場で遊んだり、公園で遊んだりして、エネルギーを発散していたような気がします。狭いところに閉じ込められて、夜7時まで過ごさなければいけないようなことが子どもたちのために良いことなのか、よくわかりませんが、区民のニーズに答えるのは大事なことだと思います。

○小島委員長 放課GO→とか放課GO→クラブに見学に行くと、子どもたちはかなり活発に遊んでいました。ただ、毎日ということになると、澤委員のおっしゃるような心配もありますね。

○澤委員 港区という大都会で、子どもたちにとってもいい環境をつくってあげることが、我々教育委員会、あるいは大人の役目ですね。

○小島委員長 体育館や校庭も利用できるといいですね。

○生涯学習推進課長 今、委員長からもお話がありましたように、教室だけを使うわけではなく、指導員がつきまして、体育館や校庭なども使わせていただいて、広々と遊んでいただいている状況がでございます。

○小島委員長 そういう意味では非常にいいですね。

○田谷委員 澤委員が言われたように、港区内の子どもが伸び伸び運動できる遊び場所や広場が、今や学校の校庭ぐらいしかないような状況でございます。放課GO→クラブで学校の施設を使わせていただけるということは非常にありがたいことだと思います

保護者の間で子ども達を見守ろうということで、学校施設をお借りできるように学校にお願いしたことが始まりで、それが放課GO→という形になり、今回、放課GO→クラブになるということも、区民のニーズに答えての結果だと思います。

女性の職業参加率が増えていることに加え、家庭内介護家庭も増えつつあります。子どもを安全な環境で見ただけの施設が増えることは、保護者にとって喜ばしいことではないかと思えます。

今後も、この施設を増やしていただきたいと思えます。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

4 後援名義等の7月分使用承認について

○小島委員長 それでは、次の案件に移ります。「後援名義等の7月分使用承認について」、こちら

の定例報告については、配布資料のとおりです。ご質問等がございましたらお願いします。

○田谷委員 2番の「お台場Eボード防災交流大会」というのは、どういうものですか。

○生涯学習推進課長 Eボードというのは、10人乗りの大型のカヌーでございまして、お台場海浜公園で、往復200メートルのコースで速さを競う、そういう大会を行うということです。また、防災のイベントということで、水難救助のデモンストレーションや、AEDの使い方の体験等をその場で一緒にやるというような大会と聞いております。

○小島委員長 ほかに何かございますか。よろしいですか。

では、この案件はこのくらいにします。

本日予定している案件は全て終了しました。庶務課長、そのほか、何かございますか。

○庶務課長 特にございません。

「閉会」

○小島委員長 それでは、これをもちまして閉会といたします。

次回は8月23日火曜日、午前10時からの予定です。よろしく願いいたします。

皆さん、ご苦労さまでした。

(午後11時05分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小島 洋祐

港区教育委員会委員 澤 孝一郎